



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|---|----------------|---|
| 565 | 令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札 に参加する者に必要な資格等 | (医務課)..... | 1 |
| 566 | 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 | (商工振興課)..... | 4 |
| 567 | 〃 | (〃)..... | 4 |
| 568 | 〃 | (〃)..... | 5 |
| 569 | 住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任 | (農業農村整備課)..... | 5 |
| 570 | 印南土地改良区の役員の就退任 | (〃)..... | 6 |
| 571 | 清算法人小坂土地改良区の清算人の就任 | (〃)..... | 7 |
| 572 | 印南土地改良区の定款変更の認可 | (〃)..... | 7 |
| 573 | 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課)..... | 7 |
| 574 | 保安林の指定の解除 | (〃)..... | 7 |
| 575 | 〃 | (〃)..... | 8 |
| 576 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (〃)..... | 8 |
| 577 | 保安林の指定施業要件の変更 | (〃)..... | 8 |
| 578 | 土地収用法に基づく手続の開始 | (用地対策課)..... | 9 |
| 579 | 道路の区域変更 | (道路保全課)..... | 9 |

○ 公告

| | | |
|------|------------|----|
| 入札公告 | (医務課)..... | 10 |
|------|------------|----|

告 示

和歌山県告示第565号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,178,961kWh

(2) 契約期間

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間（令和3年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することが

ある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

(10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和3年3月25日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びセの書類については代表者が、イからケまで並びにシ及びスの書類については構成員ごとに、コ及びサの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

カ 個人にあつては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

キ 直近1年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあつては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ケ 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

コ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

サ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

セ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアからエまで及びサ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からセ（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和3年5月28日（金）から同年6月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1) のウからクまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年5月28日（金）から同年6月1日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) の質問に対する回答は、令和3年6月3日（木）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年5月28日（金）から同年6月8日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和3年6月10日（木）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和3年6月14日（月）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和3年6月16日（水）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第566号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ和歌山木ノ本店

和歌山県和歌山市木ノ本261番地の8外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1562号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年5月28日から同年6月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第567号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー和歌山東店

和歌山県和歌山市津秦字師匠田233番3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1563号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年5月28日から同年6月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第568号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー紀三井寺店

和歌山県和歌山市紀三井寺字南前浜622番6外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和2年和歌山県告示第1564号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年5月28日から同年6月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和3年3月31日退任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|----|----|
|----|----|----|

| | | |
|----|------|------------|
| 理事 | 阪井寿幸 | 岩出市根来499番地 |
|----|------|------------|

| | | |
|----|------|-------------|
| 理事 | 阪井勝之 | 岩出市根来1258番地 |
|----|------|-------------|

| | | |
|----|------|-------------|
| 理事 | 崎山雅弘 | 岩出市根来1351番地 |
|----|------|-------------|

| | | |
|----|------|-------------|
| 理事 | 西口正芳 | 岩出市根来1197番地 |
|----|------|-------------|

| | | |
|----|------|-------------|
| 理事 | 竹田茂治 | 岩出市根来1226番地 |
|----|------|-------------|

| | | |
|----|-----|-------------|
| 理事 | 平野建 | 岩出市根来1377番地 |
|----|-----|-------------|

| | | |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 西達也 | 岩出市堀口105番地 |
| 理事 | 土生川維啓 | 岩出市波分105番地 |
| 理事 | 福田輝章 | 岩出市湯窪76番地の2 |
| 理事 | 室谷壽彦 | 岩出市金屋153番地の2 |
| 理事 | 宮本雅史 | 岩出市赤垣内84番地の1 |
| 理事 | 福山隆夫 | 岩出市安上264番地 |
| 理事 | 栗山豊治 | 岩出市安上79番地 |
| 理事 | 勢田隆司 | 岩出市安上180番地の1 |
| 理事 | 高井勝幸 | 岩出市西安上106番地の1 |
| 監事 | 中井康夫 | 岩出市根来740番地の3 |
| 監事 | 土生川覚弥 | 岩出市波分112番地 |
| 監事 | 池浦清隆 | 岩出市金池363番地の1 |

2 就任した役員（令和3年4月1日就任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 下津勝義 | 岩出市根来1190番地 |
| 理事 | 平松勝治 | 岩出市根来480番地 |
| 理事 | 橋本眞知子 | 岩出市根来1049番地の5 |
| 理事 | 西口記生 | 岩出市根来1371番地 |
| 理事 | 鶴崎政範 | 岩出市尼ヶ辻38番地 |
| 理事 | 佐谷誠 | 岩出市根来1235番地 |
| 理事 | 小松義治 | 岩出市森177番地 |
| 理事 | 土生川浩章 | 岩出市波分95番地 |
| 理事 | 土生川朔 | 岩出市波分99番地 |
| 理事 | 福田輝章 | 岩出市湯窪76番地の2 |
| 理事 | 宮本雅史 | 岩出市赤垣内84番地の1 |
| 理事 | 増田成美 | 和歌山市馬場224番地7 |
| 理事 | 田村義彦 | 岩出市安上81番地の2 |
| 理事 | 安村常雄 | 岩出市安上116番地 |
| 理事 | 池浦清隆 | 岩出市金池363番地の1 |
| 監事 | 平野純男 | 岩出市根来1137番地 |
| 監事 | 室谷壽彦 | 岩出市金屋153番地の2 |
| 監事 | 上田晃弘 | 岩出市西安上204番地 |

和歌山県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、印南土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員（令和3年3月31日退任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 濱中芳光 | 日高郡印南町大字印南1629番地の2 |
| 理事 | 玉置一之 | 日高郡印南町大字印南1818番地 |
| 理事 | 清水章広 | 日高郡印南町大字印南1262番地 |
| 理事 | 村上道雄 | 日高郡印南町大字印南1475番地 |

理事 片原均 日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事 中尾貴宏 日高郡印南町大字津井155番地
監事 村上宣生 日高郡印南町大字印南1407番地の1
監事 笹野隆 日高郡印南町大字印南1855番地

2 就任した役員（令和3年4月1日就任）

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|---------------------|
| 理事 | 濱中芳光 | 日高郡印南町大字印南1629番地の2 |
| 理事 | 片原均 | 日高郡印南町大字印南1198番地の2 |
| 理事 | 清水章広 | 日高郡印南町大字印南1262番地 |
| 理事 | 村上道雄 | 日高郡印南町大字印南1475番地 |
| 理事 | 中尾貴宏 | 日高郡印南町大字津井155番地 |
| 理事 | 塩路利幸 | 日高郡印南町大字印南1839番地 |
| 監事 | 村上宣生 | 日高郡印南町大字印南1407番地の1 |
| 監事 | 山本雅一 | 日高郡印南町大字印南2721番地の24 |

和歌山県告示第571号

清算法人小坂土地改良区の清算人に次の者が就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した清算人

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------------|
| 武内敬治 | 日高郡日高町大字小坂139番地 |
| 武内扶 | 日高郡日高町大字小坂153番地の1 |

和歌山県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、印南土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第573号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木536の5、537の5
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木467の6、467の13、478の4、478の7、478の10（次の図に示す部分に限る。）、490の2、490の4、492の3、492の5から492の7まで、495の2、495の6

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木467の7、478の2、479の1、479の2、479の7、480の6、532の2・532の3（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、536の6から536の10まで

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第576号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第577号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第578号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類 一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

和歌山県東牟婁郡串本町田並上字和田前及び字山崎、田並字田ノ添、字下モ野瀬、字中ノ谷及び字廣田、江田字鍋屋平見、字庄司前、字西畑、字加利畑及び字宮田、田子字栗ノ木谷、字瀬江瀆、字瀬江駈折、字内ノ平ラ、字大追平、字江崎及び字元峯ノ平見並びに和深字下小田子、字仙助平見、字中小田子の一部、字マテ市及び字赤瀬平見の一部地内

(2) 使用の手続が開始される土地

和歌山県東牟婁郡串本町田並上字和田前及び字山崎、田並字田ノ添、字下モ野瀬、字中ノ谷及び字廣田、江田字鍋屋平見、字庄司前、字西畑、字加利畑及び字宮田、田子字栗ノ木谷、字瀬江瀆、字瀬江駈折、字内ノ平ラ、字大追平、字江崎及び字元峯ノ平見並びに和深字下小田子、字仙助平見、字中小田子の一部、字マテ市及び字赤瀬平見の一部地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

和歌山県東牟婁郡串本町役場

和歌山県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉佐野岩出線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|-----|------|----------------------|-------------|-----|
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---------------------|-------|--|
| 岩出市根来字洞尾1696番1地先 から同市根来字洞尾1684番1地 先まで | 旧 | 31.95 } 66.92 | 76.50 | |
| 同上 | 新 | 29.71 } 36.25 | 76.50 | |

公 告

入 札 公 告

令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年5月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達

和歌山県立こころの医療センター 有田郡有田川町庄31番地

予定契約電力 600kW 予定調達電力量 2,178,961kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間（令和3年8月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和4年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第565号に規定する令和3年度及び令和4年度和歌山県立こころの医療センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

(2) 期間

令和3年5月28日（金）から同年6月8日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>) から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年5月28日（金）から同年6月1日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和3年6月3日（木）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

有田郡有田川町庄31番地

和歌山県立こころの医療センター診療管理棟2階 B会議室

イ 入札日時

令和3年6月18日（金）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参又は郵送するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年6月17日（木）午後5時までに和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 2,178,961kWh to use at the Wakayama Prefecture Mental Health Care Center

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 18 June 2021 : (Deadline for bids submitted by mail 5:00 p.m. 17 June 2021)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,
31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571